

個人事業主の皆様へ

社会保障・税番号制度の施行により、平成29年度（平成28年分）から給与支払報告書への法人番号・個人番号（マイナンバー）の記入が必要となっています。これに伴い、給与支払報告書提出時に、給与支払者が個人の場合は本人確認を行います。提出の際は、次の本人確認書類の提示をお願いします。なお、事業主本人が提出する場合と代理人が提出する場合とで、本人確認書類が異なりますのでご注意ください。郵送で提出される場合は、写しの添付をお願いします。

① 個人事業主本人が給与支払報告書を提出する場合

本人確認として**番号確認と身元確認の2つの確認**を行います。確認には以下の書類の提示・写しの提出をお願いします。

番号確認	次のうちいずれか1点 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・通知カード ・マイナンバーの記載のある住民票の写し など
身元確認	次のうちいずれか1点 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・国民健康保険証などの公的被保険者証 ・障害者手帳 ・運転免許証 ・パスポート ・在留カード など

※個人番号カード（マイナンバーカード）は1点で番号確認と身元確認ができます。なお、郵送で提出する場合は**両面**の写しが必要となります。

② 代理人が給与支払報告書を提出する場合

税理事務所等に作成を依頼し、事業主本人以外の人が代理人として提出する場合は、**事業主本人の番号確認と代理人の身元確認に加えて、代理権の確認の3つの確認**を行います。確認には以下の書類の提示・写しの提出をお願いします。

本人の番号確認	上記①の番号確認書類
代理人の身元確認	1. 代理人が税理士（使者含む）の場合…税理士証票 2. 1以外の場合…上記②の身元確認書類 ※代理人が法人の場合は併せて社員証など法人との関係を証する書類
代理権の確認	次のうちいずれか1点 ・委任状（大洲市のホームページからもダウンロード可） ・税務代理権限証 など

【問い合わせ先】

愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市役所税務課市民税係
TEL (0893) 24-2111 (内線130・131)
<https://www.city.ozu.ehime.jp>

